

# 健康増進事業（人間ドック）補助実施要綱

## 1. 助成内容

会員が、長浜市及び米原市内の医療機関で、人間ドックを受診した場合に、会員が支払った料金に応じて年1回に限り助成する。

## 2. 対象者

人間ドック受診時に会員であること（年1回限り）

## 3. 期 間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）

## 4. 申請の方法

健康増進事業（人間ドック）補助申請書（所定用紙）に、必要事項記入のうえ事務局に提出する。

最終申請締切日 令和5年3月17日（金）

## 5. 補助金額

支払額が3万円以上は3千円、3万円未満は2千円

## 6. 添付書類

会員名が記載された領収書

（原本が必要な方は返却しますので、お申し出ください）

## 7. 申請期日及び交付期日

健診後に、事業所を通じて申請ください。但し、最終申請締切日後に受診する場合は、事前にご相談ください。

補助金は、事業所を通じて交付します。